

議案第43号

養父市立図書館条例の制定について

養父市立図書館条例を次のように定める。

令和3年6月3日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市立図書館条例

(設置)

第1条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して、市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、養父市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
養父市立図書館本館	養父市八鹿町八鹿538番地1
養父市立図書館養父分館	養父市広谷250番地
養父市立図書館大屋分館	養父市大屋町大屋市場20番地1
養父市立図書館関宮分館	養父市関宮637番地

(事業)

第3条 図書館は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 図書その他の図書館資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存
- (2) 資料の個人貸出し及び団体貸出し
- (3) 資料の利用案内及び利用相談
- (4) 読書会、読み聞かせ、研究会、講習会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励
- (5) 他の図書館、学校、公民館、社会教育施設等との連絡及び協力並びに資料の借入れ又は貸出し

(6) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的を達成するために必要な事業
(職員)

第4条 図書館に、館長その他必要な職員を置く。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者については、
入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序、善良な風俗その他公益を害し、又はそのおそれがある者
- (2) 建物、設備、資料等を損傷し、又はそのおそれがある者
- (3) 営利を目的とする行為をし、又はそのおそれがある者
- (4) その他管理上必要な指示に従わない者

(損害の弁償)

第6条 利用者が設備、資料等を損傷し、若しくは汚損し、又は紛失したときは、
現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(図書館協議会)

第7条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に養父市立図書館協議会（以下
「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者の
うちから、養父市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合にお
ける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年9月10日から施行する。